

# ダイレクト宅配（産地・工場直送便）利用規程

## （定義）

- 第1条 本規程は、ダイレクト宅配（産地・工場直送便）（以下、本サービス）の利用について、コープデリ連合会会員生協（コープみらい・いばらきコープ・とちぎコープ・コープぐんま・コープながの・コープにいがた）の中で組合員が所属する生協（以下「当生協」という。）と組合員とのお約束を定めます。
- 2 産地・工場直送便とは、ご注文いただいた商品をお取引先から直接、組合員宅や先様にお届けするシステムです。

## （利用条件）

- 第2条 本サービスは、当生協の組合員であることを利用条件とします。

## （商品の注文）

- 第3条 商品の注文は、当生協の指定するインターネットおよび誌面から、組合員が選択した方法によって行うものとします。
- 2 手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。
- 3 注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

## （利用制限）

- 第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると当生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時の支払いを求めることがあります。
- 2 利用金額の限度は、コープデリ宅配合計で5万円/週を原則とします。それ以上の利用を希望する場合は、当生協に相談するものとします。

## （商品のお届け）

- 第5条 当生協でご注文いただいた商品は、指定する宅配業者がお届けします。配達料は本サービスにおいて定めます。
- 2 商品のお届け先は、一部の地域を指定できないことがあります。
- 3 配達時にご本人確認の身分証明書のご提示をお願いする場合があります。
- 4 万一ご不在の場合は、商品を持ち帰らせていただきます。この場合不在連絡表をお入れしますので、所定の再配達手続きを行ってください。

## （商品のお届けができない場合）

- 第6条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合などにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めたルールによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、インターネットやメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うこととします。

## （返品・交換）

- 第7条 お届けした商品に瑕疵があった場合や、ご注文と異なる商品が配達された場合は、代替商品を配達させていただきます。その際の、送料は組合員のご負担はありません。商品配達時の返品・交換は承ることができませんのであらかじめご了承ください。

## （ほぺたんハッピープラン）

- 第8条 本サービスにおいて利用した商品・サービスについては、ポイント付与や商品プレゼントなどのサービス（ほぺたんハッピープラン）の対象とはなりません。

(利用代金・手数料等の支払い方法)

第9条 本サービスより利用した商品・サービスの代金等は、預金口座から自動振替、もしくはクレジットカードによる引き落としのいずれかとなります。お支払い方法はコープデリ利用状況により当生協が指定した支払い方法となります。

2 ウイークリーコープまたはデイリーコープを利用中の組合員は、指定した預金口座からの自動振替となります。毎月20日で締切り、翌月5日(5日が金融機関の休日のときはその翌営業日)に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。5日に口座振替ができなかった場合は、同月16から19日を基本に再度口座振替を行います。

3 上記以外の組合員はクレジットカードによるお支払いとなります。お支払い日は各クレジットカードにより異なります。クレジット会社の審査基準により、契約が成立しない場合があります。

(代金支払いの不履行)

第10条 第9条. 2に該当する組合員で、再振替ができなかった場合、生協は受注・配達を停止し、コンビニ振込用紙等の対応をします。なお、再振替ができずにコンビニ振込対象となった場合、当生協は組合員に実費相当の手料金を請求します。

(債務者・支払い計画及び誓約書)

第11条 組合員が第10条に該当した場合(以下「債務者」という。)、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求められます。

2 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから7日以内に提出しなければなりません。

(連帯保証人)

第12条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てるよう求められます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第13条 第11条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日(再振替日)から3ヶ月とします。

2 第10条のコンビニ振込対応の実費相当手数料は、債務者の負担とします。また、債務に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年10%の割合による遅延損害金を課金します。

(改廃の際のお知らせ)

第14条 本規程を改廃したときは、すみやかにインターネット上に公開し、周知するものとします。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、コープデリ連合会常任理事会で確認し、コープデリ連合会専務理事が承認します。また、会員生協理事会に報告します。

付則

1 この規程は、2016年4月18日制定、同日より施行します。

2 制定以降の改定については、以下に記載します。

2017年7月15日一部改定、同日施行